

事業計画書

施設名	佐倉市南部地域福祉センター
団体名	社会福祉法人 愛光
計画期間（指定期間）	令和8年4月1日～令和10年3月31日
委託料（指定期間総額）	87,646,000円

I 基本方針

I-1 共通事項

ア 申請理由及び施設を管理運営する上での貴団体の強み（アピールポイント）を記述してください。

審査基準(1)②公共性 審査基準(3)①物的能力 審査基準(4)②法人の独自性

1. 申請理由

社会福祉法人愛光は、佐倉市南部地域福祉センターの指定管理者として2016（平成28）年4月より2025（令和7）年の10年間、地域住民及び地域利用者との関係を大切に、信頼関係の構築を図り、交流を深めて事業展開を行ってきた。地域住民が気軽に立ち寄り憩える場所として、施設の老朽化が否めない中、環境美化を大切に清潔感を保ち、利用者が楽しく生きがいを持ってセンターを利用できるよう事業の企画運営を行った。その結果、地域住民及び地域関係団体との信頼関係が構築され、地域住民の福祉活動の向上と地域住民の生きがいづくりに貢献できた。また、多種多様な事業、イベント等の企画は、地域住民の介護予防等にもつながった。このような地域福祉の実現は法人としての理念にも合致するものであり、佐倉市南部地域福祉センターが南部圏域の福祉の拠点となり続けるために、今後とも法人一丸となって地域支援に取り組んでいきたい。

そのための強みとしては、5年間の指定管理者として困難を乗り越えてきた実績がある。新型コロナウイルス感染症の流行により、約3年間で中止した事業や利用制限があるなかで感染症対策に取り組んできた。コロナ感染症の5類移行に伴い、教室や部屋の人数制限も解除され来館者が増えるようになって、現在ではコロナ前の活気が戻っている。

指定期間中は、地域福祉センター企画の教養教室をはじめ、同好会やサークル活動も盛んに行われ、またセンターの事業、イベントであるサロン、文化祭や発表会も利用者から好評であった。

法人としては、佐倉市南部圏域の福祉拠点と地域福祉の推進を図ることを目的として、“共に支える、共に生きる”「愛光ともいきプロジェクト」を立ち上げた。事業の内容としては、愛光の既存の事業である佐倉市南部地域包括支援センター、佐倉市障害者生活支援センターアシスト、佐倉市立南部児童センター、高齢者ケアセンターはちす苑との連携を強化し、地域福祉と地域貢献事業に取り組んだ。その結果、幼児から高齢者まで、多岐にわたる世代への支援と世代間交流が出来上がった。また、2018（平成30）年9月から高齢者ケアセンターはちす苑の事業の一つである佐倉市介護予防・生活支援サービス事業である通所型サービス事業を「サロン・ド・ともいき」として、佐倉市南部地域福祉センターを会場にスタートさせ、地域住民の認知機能の低下予防に取り組み、現在は定着している。

今後も社会福祉法人愛光がこの南部の地にあって良かったと地域住民が思える企画の継続に努めていくとともに、佐倉市南部地域福祉センターが南部圏域の福祉の拠点となり続けるために、地域支援に取り組んでいきたい。指定管理者として第一に重視してきたことは、地域利用者との信頼関係の構築と地域住民との関係を大切にすることであった。地域住民との信頼関係が構築され、利用者からは「ここに来ると落ち着く、ほっとできる」、「愛光が地域福祉センターの指定管理者でよかった」

（※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-1または書類8-Aとしてください。）

【様式2-①】事業計画書

通しページ [13]

という声が多く聞かれた。また、健康を重視した事業は、地域住民の介護予防につながった。

2. 法人の概要と事業内容

法人として、子ども・障害者・高齢者の方々への支援、相談等実績を積み上げてきたことや、福祉サービスのノウハウと人材の蓄積が豊富であり、経営（財政）基盤に安定性があることも強みである。社会福祉法人愛光は、1955（昭和30）年法人認可後、千葉市において主に視覚障害者向けサービス事業を展開。1994（平成6）年千葉市から佐倉市山王に法人本部を移し、以来障害者支援施設を中心にサービスを展開してきた。1999（平成11）年には、高齢者施設『はちす苑』を佐倉市太田に開設した。その後2003（平成15）年法人経営改革を実施し下記の通り経営理念・経営ビジョンを打ち出した。

<p>経営理念 『福祉社会の道を照らす愛の灯台～社会の一隅を照らす実践、地域への貢献～』</p>	
<p>経営ビジョン</p> <p>＜サービス利用者のために＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護と安全・安心のサービス提供体制の構築 ○サービスの質の向上への取組み ○相談・情報提供から支援・介護まで、子どもから障害者・高齢者まで地域包括的で総合的なサービスの展開 <p>＜信頼される法人経営とサービスのために＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス経営 ○経営情報の積極的公開と広報 ○財務ビジョンの明示に基づく健全経営 	<p>＜地域福祉の推進のために＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の福祉ニーズに対応する事業の開発と展開 ○福祉文化を育て、人にやさしい地域づくりへの貢献 <p>＜人が育ち、人を育てる職場環境づくりのために＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働きがいのもてる明るい職場づくり ○学びと成長のある職場づくり

通所系サービスとしては、1997（平成9）年めいわ通所部として「根郷通所センター」（生活介護）、2008（平成20）年に「佐倉市よもぎの園」（就労継続支援B型）を指定管理として受託。同じく2008（平成20）年に精神障害者地域活動センター「かぶらぎワークセンター」を事業開始。2015（平成27）年「ワークショップかぶらぎ」と改称し、就労継続支援B型事業を開設。

相談系サービスとしては、2002（平成14）年佐倉市障害者相談支援事業「アシスト」、2009（平成21）年には佐倉市南部地域包括支援センターの委託事業を開始。2013（平成25）年7月には、佐倉市の理解のもと「地域包括・アシスト合同事務所」がスタート。2016（平成28）年4月から、指定管理を受託した佐倉市南部地域福祉センター内に総合相談センターとして移設した。

また、地域での生活を希望する障害者への支援として、佐倉市内に障害者グループホーム（介護包括型指定共同生活援助）を2ヶ所開設。1つは、主として精神障害の方に対応可能なユニット型のグループホーム「ジョーの家」（2009（平成19）年開設）、もう1ヶ所は、主に知的障害の方が入居するグループホーム「山王の家」（2017（平成29）年開設）とし、共に地域に溶け込む名称とした。

地域向けサービスとしては、2014（平成26）年に、佐倉市立南部児童センター・南部地区7学童保育所（現在8学童保育所）の指定管理を受託。総合相談センター、佐倉市南部地域福祉センターをあわせ、地域の幅広いニーズに応えるべく、地域住民とのつながりや地域福祉を担う存在として、地域社会との関係はこれまで以上に身近になり、経営理念にある「地域への貢献」を実践している。

3. 法人の組織と経営について

＜組織体制＞

法人本部を中心に、障害者支援事業部、高齢者福祉事業部、佐倉圏域事業部、地域福祉事業部の4事業部で構成される。毎月の業務執行会議、月1回の事業部会議、法人内の各委員会等により、連絡調整と経営方針のすり合わせを行っている。

（※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。）

《中期経営計画》

第Ⅳ期中期経営計画（2021年度～2023年度）は、スローガンを「法人の進化と地域の回復」とし、コロナ禍ではあったが、地域社会のなかで社会福祉法人としての存在意義と安定した事業継続を図るべく「自立経営」「ガバナンスの強化」「地域福祉」の3つを柱とした。

《地域生活拠点の推進》

自立経営の観点から各事業部が事業計画と予算・実績の管理を毎月の実績会議において実施したことにより法人内の可視化と情報共有が実践できた。また、佐倉圏域事業部は、愛光独自の地域生活拠点を目指し、障害相談事業「がけはし」をよもぎの園内に開設。新しいグループホームの建築も着手し、障害福祉サービス居宅系事業の整備導入が計画的に進んでいる。

《職員の資格取得状況》

社会福祉士（38名）精神保健福祉士（10名）介護支援専門員（26名）介護福祉士（131名）
保健師（1名）看護師（15名）准看護師（2名）管理栄養士（3名）社会福祉主事（93名）
保育士（27名）幼稚園教諭（15名）小中高教員（20名）

《職員人材育成》

職員は、職員倫理綱領「私たちの誓い」の下、法人の基本理念及び関係法令に従い、高い倫理観と専門職としての責任を自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行することに努めている。法人内研修は外部講師等の講義を含めさまざまな企画で実施している。また、次世代リーダー育成のための「コ・ヒューマントレーニング」（人材育成研修グループ）を形成し、2期性の職員が終了した。

イ 施設の管理運営における基本的な方針や理念、目標（数値目標）等を記述してください。

審査基準 (1)②公共性

《事業運営の基本指針》

佐倉市の地域福祉を推進するため、佐倉市南部地域の地域福祉活動の拠点として、「住民が互いに支えあい、活躍する地域」・「安心して住み続けられる地域」・「身近な人々の交流、ふれあいがある地域」の3点を踏まえた地域づくりを基本方針として運営する。

《地域福祉拠点としての役割》

元気な高齢者が活動できる場の確保として、佐倉市南部地域包括支援センター、高齢者ケアセンターはちす苑と連携して、介護予防関係の事業等を企画運営し、地域利用者のニーズや要望に応じていくことで地域福祉拠点としての役割を果たしていきたい。具体的には、社会福祉法人愛光が打ち出している「共に支える、共に生きる」愛光ともいきプロジェクト（ともいき事業）の推進であり、サロン、ボランティアセンター、総合相談センター、地域食堂、世代間交流事業他、多様な事業の活性化である。そのためには、高齢者ケアセンターはちす苑、佐倉市南部地域包括支援センター、佐倉市障害者生活支援センターアシスト、佐倉市立南部児童センターと連携して、地域包括的で総合的なサービスを今後も継続したいと考えている。また、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、まちづくり協議会など、市民協働や各関係団体との連携・協力は必須であると考えている。

《数値目標》

利用者の拡大については、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、一時利用者人数が減少したが、コロナウイルス感染症が5類に移行後は、コロナ前の利用状態に戻っている。特に健康面を重視した体操教室、ヨガ教室、趣味の教室、サロン等が人気であり、利用者の定着につながっている。具体的な利用者数の目標は、B棟での事業が中心になっていくが、1カ月の利用者数を3,000人、年間36,000人とする。また、翌年の目標数は40,000人として、B棟での事業を中心に取り組んでいく。

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。)

《ボランティア活動の推進》

南部ボランティアセンターの機能をより充実させ、地域における高齢者等の社会参加の創出や地域住民が行う非営利的活動の支援を行うとともに、ボランティアの斡旋及び新規ボランティアの発掘に努め、ボランティアの盛んな地域形成を目指したい。新型コロナウイルス感染症流行にともない、ボランティア活動をする個人・団体の活動も一時休止状態が続いていたが、現在は地域でのボランティア活動が戻っている状態である。継続して、佐倉市ボランティアセンター及び西部ボランティアセンターと連携してボランティアの斡旋に努めていきたい。

I-2 現状分析

ア 本施設の設置された目的及び佐倉市において果たす役割について、どのように考えますか。

また、現在の本施設の状況や課題についてどのように考えますか。

審査基準 (1) ② 公共性

《本施設の設置された目的及び佐倉市において果たす役割》

1 施設の設置された目的

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条で、福祉センターの業務は、地域福祉活動の推進に関する事、地域福祉の推進を図るための研修、講座、会議、相談等の施設の提供に関する事、地域高齢者の談話、娯楽、教養の向上等のための施設の提供に関する事等とされている。このことから、本施設の設置目的は、地域福祉増進のための活動拠点となること及び地域の居場所づくりである。

現在における施設目的の位置づけを考えると、佐倉市は、第5次佐倉市地域福祉計画において「一人ひとりがともにはぐくむお互いさまの地域づくり」を構築し、地域福祉の地域共生社会の実現を目指すとしたうえで、目指すべき地域像として、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」を掲げている。このことから、南部地域福祉センターは、地域住民の「ふれあい・交流のある地域」の拠点であると考えられる。南部地域福祉センターが企画する事業、イベントなどが地域住民の交流につながり、居場所になっている。また、さまざまな地域福祉活動団体が地域福祉センターを利用することにより、地域福祉の情報共有が生まれ、地域福祉の推進につながっている。

2 施設の役割

地域福祉センターの役割としては、この第5次佐倉市地域福祉計画が打ち出している「お互いさまの地域づくり」を目指し支援するとともに、地域住民による福祉活動の推進を目的に施設運営に取り組むことだと考える。佐倉市南部地域福祉センターとして、地域福祉団体やボランティア等が、より地域に密着した活動を行うための拠点となるように支援していく必要がある。佐倉市南部地域福祉センターが南部地域の福祉の拠点として、「地域住民がさまざまな地域活動に積極的に参加する」という住民参加の促進と充実につながるよう努めたい。また、高齢化社会と佐倉市の高齢化率を鑑み、介護予防と認知症予防の事業を充実させるとともに、佐倉市南部地域福祉センターを地域住民の生きがいの場づくりとしても機能させたい。

《現在の本施設の状況や課題について》

課題としては、施設の在り方の検討中であり、運営形態などが不安定な状況であることがあげられる。現在、南部地域福祉センターのB棟を中心に事業を展開しているが、研修室と和室の使用が主であり、集客人数や事業、イベントについても、内容によっては精査しながら対応していく必要が生じている。できる限り今までA棟で行っていた事業や活動については、B棟で継続できるように努めていきたい。また、A棟の大広間で開催していたイベントや行事についても、規模や内容を縮小してB棟で継続開催していく予定である。

佐倉市南部地域福祉センターは、佐倉市南部保健センター・南部よもぎの園・佐倉市さくらんぼ園・佐倉市立南部児童センター・総合相談センターとの複合施設になっており、それぞれの施設・事業所で事業、イ

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。)

ベントが重なると、駐車場が確保できない状況となり、近隣の施設の駐車場を借用している状況である。駐車場の確保についても、継続した課題となっている。

II 業務計画

II-1 基本事項

ア 開所時間、休所日の設定について、どのように考えますか。	審査基準 (2)①効用発揮
開所時間、休所日については、条例に準ずる（基準書のとおり）	
①開所時間 午前9時から午後9時まで	
②休所日 ア) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。	
イ) 1月1日から同月4日まで、12月28日から同月31日まで	
ただし、今期の指定期間については、施設の在り方の検討中であり、運営形態などが不安定な状況であることには留意が必要で、利用者の負担にならないように、臨時休所などについて臨機応変に対応する必要もあると考えている。	

イ 利用料金について、どのように考えますか。	審査基準 (1)②公共性
また、利用料金の減額・免除、還付について、どのように考えますか。	
○健全な施設運営を行う観点から、利用料金の徴収は妥当である。料金設定については、佐倉市民の利用を優先するとの認識から「佐倉市西部地域福祉センター」との調整は必要であるとする。	
○利用料金は、指定管理者の収入となることから、新規の企画事業に有効に使用できるよう考慮する。	
○利用料金の減免については、国、県又は市が使用する場合は免除とする。その他の減免については、佐倉市と協議の上決定し、佐倉市の承認を得る。	
○還付については、原則既納の利用料金は還付しない。	

II-2 維持管理業務

ア 施設の維持管理（清掃、修繕、警備、各種保守点検等）業務について、どのような方針のもと、どのように実施しますか。	審査基準 (3)①物的能力
施設の維持管理については維持管理計画書を作成し、予防保全に努めるとともに、設備等の異常を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。	
1. 清掃業務	
①日常清掃 施設内業務	
毎日：施設内外の清掃、床清掃、ゴミ処理、トイレ洗面所等の水周り、衛生消耗品の補充	
②定期清掃 施設職員及び業者委託	
床洗浄、ワックス塗布	
敷地内環境整備・・・植栽管理、除草	
2. 修繕	
管理物件の損傷、滅失が発生した場合、「リスク分担表」に基づき経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないものについては、速やかに佐倉市へ報告し、その取扱いについて指示を仰ぐ。その原因が施設側の管理責任の責と認められる場合には、施設側負担とする。	
3. 警備	

(※様式 2-①の全体で 20 ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類 7-J または書類 8-A としてください。)

日常警備：事故、犯罪、火災等の発生を警戒、防止し、財産の保全と利用者の安全を守るために、利用者の入退出の管理や巡視等の警備を行う。特に利用者の安全を守り、安心して利用できるよう防犯面での最善を図りたい。閉所時の施錠、消灯、火災・安全点検を適切に行う。非常時に備え緊急連絡網を作成し、対応する。緊急連絡網には、法人本部職員への連絡も付加する。

また、不審者の侵入防止と利用者の安全確保のために、法人の「防犯マニュアル」に則って、安全管理を行う。不審者の侵入にはさまざまなケースが考えられ、対応方法もケース・バイ・ケースにならざるを得ない。不審者が侵入した場合の基本事項として、①利用者の安全確保を最優先 ②職員自身の安全確保 ③ただちに警察に連絡することである。なお日常的に行われる来所者に対する挨拶が、不審者発見の最も有効で基本的な対応であることを忘れてはならない。

4. 保守点検

施設の機能を維持するとともに、利用者が安全かつ快適に利用できるよう管理物件の保守点検を行なう。日常的に職員による巡回及び目視点検とする。点検方法は、巡回による目視点検とする。管理物件の損傷、滅失が見られた場合は直ちに佐倉市へ報告する。

設備については、管理業者に管理を委託する。

①法定点検・各設備の関係法令により、点検を実施。

②定期点検・正常な形で機能できるよう定期的に点検。

イ 施設管理に伴って発生する環境負荷について、どのような方針のもと、どのように軽減しますか。

審査基準 (3)①物的能力

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至っている。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルなどが要因であり、特に地球温暖化による気候変動については、さまざまな問題に発展し、現代社会の大きな課題の一つでもある。まず、職員が「佐倉市環境基本計画」における5つの基本目標である「豊かな自然を守り育てるまち」「限りある資源を有効に利用するまち」「安心して快適に暮らせるまち」「地球環境に配慮したまち」「協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち」を理解する必要がある。食品ロスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染の防止に向けた意識を持ち、職員は、ごみになりにくいもの、リユース（再生）が容易な商品を利用したり、必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなどの取組みが求められる。そのことによってごみの削減ができるものと思われる。

日常生活の中で無駄に消費されるエネルギーが、環境負荷に結びつくことを意識する。節電、節水に努めるとともに、必要以外での照明器具の使用や空調温度の設定等にも注意を払う必要がある。また、未使用の電気器具の電源やコンセントをこまめに切ることを徹底し、電気器具や事務用品の購入にあたっては、消費電力量の少ない器具や再生材料が多く使われている物を選ぶ。省資源、省エネルギー、廃棄物の減量、再資源化等をすすめ、環境負荷の低減を図りたい。

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。)

II-3 施設運営業務

ア 施設利用を維持するための方法や、サービスの質の向上を図るための取り組みを記述してください。 審査基準(2)①効用発揮

《利用者拡大》

施設利用の拡大には、まず広報活動や情報発信の充実である。毎月発行する佐倉市南部地域福祉センター便りをはじめ、ホームページでの情報提供並びにX（旧ツイッター）での地域福祉センターでの日々の情報提供に努める。また、日々の事業、イベント等については、チラシ（案内）を有効活用し、日々の利用者への声かけや案内を随時行う。さらに、佐倉市南部地域福祉センターの利用が難しい方や交通手段に不便な方、外に出たいが出られない方等の交通手段の確保として、利用者のニーズを確認して、改めて移送サービスを再開し、利用者拡大につなげていきたい。現行の事業イベントのみならず、自己啓発的な教室、講座、研修会等を開催することで新規利用者へのPRを意識したい。

《イベント企画》

近年、健康志向の事業、企画に利用者の参加が増えている。ヨガ、音楽体操（健康体操）など、このような健康面を重視した企画を継続し、利用者数の増加にもつなげていく。健康志向を重視した企画や介護予防関係の事業が豊富にあることは、佐倉市南部地域福祉センターの今後のPRにもなり、イメージアップにもつなげられると思われる。高齢者センターはちす苑や佐倉市南部地域包括支援センターと連携した介護予防事業、佐倉市立南部児童センターと連携した世代間交流事業、社会福祉法人愛光の後援会である「愛の灯台基金」と連携したイベント事業など、さまざまな事業を企画、展開することにより、「あそこに行けば、何かがある」「あそこに行けば、何かができる」という興味関心が湧くイベントを企画していく。そして、そのことが利用者の生きがいづくりや介護予防関係での効果に結びつけられると思う。

《接遇力向上》

職員の接遇力の向上によるイメージアップもサービスの質の向上を図るうえで、必要不可欠である。定期団体への施設利用のアンケート調査をみると、職員において丁寧な対応が行われており、快適に利用できているとの感想が聞かれている。利用されるお客さまに対して、日々感謝の気持ちを大切に、丁寧な接遇、対応を心がける。「気持ち良く」施設を利用していただくには、思いやりの心を持ち、利用者第一を考え、接することが大事である。

イ 施設の情報発信について、どのように取り組みますか。 審査基準(2)①効用発揮

情報発信の方法は、①法人独自による情報発信・・・愛光ホームページ、X（旧ツイッター）、インスタグラム、広報誌AIKOH、地域福祉センター便り、パンフレット、年報 ②実習生・見学者・・・福祉関係の実習生や施設見学者を積極的に受け入れ、口コミによる情報発信。情報発信の内容は、事業経営の透明性の視点から財務状況や事業内容（計画・報告）を積極的に発信する。他、一般的な施設情報（サービス内容、設備内容、職員配置等）は、地域福祉センター便りやパンフレット等を通じてPRする。なお、施設情報については、単にPRだけではなく情報のコントロールも重要と考える。今期の指定期間については、施設の運営状況が不安定であることから利用者が根拠のない情報で不安にならないよう佐倉市や関係団体と協調し正しい情報を適切なタイミングで発信できるよう取り組む。

（※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。）

ウ 利用者からの要望や意見の把握方法について記述してください。また、寄せられた要望や意見、苦情等について、どのように対応しますか。 審査基準 (2)①効用発揮

- 意見・要望については、日々の地域福祉センター報告書によるアンケートで確認し、利用者のニーズに沿った形で検討していく。また、モニタリング報告時の利用団体等による第三者評価を活用し、積極的に改善方法を検討する。
- 年1回、定期利用団体による懇談会を開催し、各利用団体からの意見や要望等を確認する機会とする。センター利用者から出された意見や要望については、できる限り迅速な対応と改善策を打ち出せるよう心がけるとともに、佐倉市に報告する。
- 南部地域福祉センター内には、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き対応するとともに、職員会議等で問題点等を共通認識し、解決策を検討する。クレームは、単に「苦情」として捉えるのではなく、利用者からの率直な要望や意見を吸い上げるシステムとして理解し、真摯に受け止める姿勢が必要と考える。また対応にあたっては、①相手の心情を理解し、不快にさせたことをお詫びする。②何が問題になっているか、原因と事実確認を行う。③問題の代替案、解決策を提示する。④再度お詫びし、ご意見について感謝する。を心がけたい。こうしたクレームの背景には、普段の利用者とのコミュニケーション不足や関係性の問題があったことが考えられる。日常的なコミュニケーションの強化によって、利用者との信頼関係の強化につながることを忘れてはならない。苦情が発生した場合には、法人の「苦情解決規程」に則って対応策を協議する。また速やかに佐倉市に報告する。
- 苦情については、法人の理事会、評議員会及び第三者委員に報告し、意見を求める。
- さらに、年1回の法人の第三者委員と利用者との懇談会を実施。直接職員に話しづらいことや要望などの意見を吸い上げるシステムも実施している。

エ 施設で行う企画事業（イベント開催等）について、別紙として「様式3-①企画事業計画書（総括表）」及び「様式3-②企画事業計画書（個票）」を添付してください。 審査基準 (2)①効用発揮

（※定型様式をもとに作成してください。）

II-4 経理事項

ア 別紙として「様式5-①収支計画書」を添付してください。 審査基準 (2)②経費縮減

（※定型様式をもとに作成してください。）

II-5 独自事業

ア 別紙として「様式4-①独自事業計画書（総括表）」及び「様式4-②独自事業計画書（個票）」を添付してください。 審査基準 (2)①効用発揮

（※定型様式をもとに作成してください。）

III 運営体制・組織計画

III-1 基本事項

ア 別紙として「様式6-①資格等取得状況」を添付してください。 審査基準 (3)②人的能力

（※定型様式をもとに作成してください。）

（※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-1または書類8-Aとしてください。）

Ⅲ-2 実施体制

ア 別紙として「様式6-②人員配置・雇用計画等（人数、雇用形態、勤務形態、勤務時間、職務内容、採用計画、研修計画等）」を添付してください。 審査基準 (3)②人的能力

（※定型様式をもとに作成してください。）

イ 別紙として「書類6-A組織図等」を添付してください。 審査基準 (3)②人的能力

（※定型様式はありません。団体本部を含めた指揮命令系統、本施設への常時配置人数、団体本部との役割分担を明記してください。）

Ⅲ-3 一部業務委託（再委託）

ア 第三者に委託する予定の業務がある場合、具体的な業務名、委託理由、業者の選定方法についての考え方を記述してください。また、別紙として「様式6-③一部業務委託（再委託）計画」を添付してください。 審査基準 (3)①物的能力

管理業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先の名称及び委託計画を市に提出し、業務の内容及び委託又は請負の期間等について、あらかじめ市の承認を得る。また、契約等を締結した際には、写しを市に提出する。

業者の選定方法については、法人の経理規程による。業務内容としては、大型バス運行、一般廃棄物処理、印刷機保守、複合機保守などがある。

また、施設の運営状況によっては、第三者への委託業務の変更や解除が必要な場合もあるかもしれないことに留意する必要があると考えている。

Ⅲ-4 運営協力体制

ア 施設運営に係る協力体制（関係機関、企業、団体、住民等）の構築についての考え方を記述してください。 審査基準 (3)①物的能力

○協力体制の構築にあたっては、施設のあり方として地域社会の社会資源としての存在を地域住民に幅広く知ってもらい、施設の専門性を地域に還元する主旨で臨みたい。

《地区社会福祉協議会（根郷、弥富、和田）》

○住民組織で構成されている地区社協との協力体制は、「福祉のまちづくり」促進と「地域活動の推進」に貢献できると考える。特に南部ボランティアセンターの機能を充実させることによって、ボランティア活動の活性化と積極的受け入れを図る。また地区社協との連携によって、地域住民参加の行事企画を実施する。法人職員より、福祉委員として参加し、地域との連携を図る。

《佐倉市高齢者クラブ所属の各種団体》

○「佐倉市高齢者クラブ所属の各種団体」は、地域福祉センターの利用についての助言や企画の検討を行っている。団体のネットワークを利用することで高齢者を支える高齢者層の発掘や社会参加が苦手な高齢者の生活文化の確立を目指したい。そのためにも、高齢者の参加意欲を引き出し、実際の社会参加活動につなげる講座等を設定したいと考える。

《根郷小学校区まちづくり協議会》

○根郷小学校区まちづくり協議会の目的は、「根郷小学校区を活動区域とし、当該区域の住民が協働

（※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-1または書類8-Aとしてください。）

し、公共の利益に資する活動を民主的に行うことにより、心豊かで安心して暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする」とあり、南部地域福祉センターも協力、支援することにより、よりよいまちづくりに貢献したい。

《地域住民》

○地域住民を巻き込んだ行事の開催を行う。また地域住民向けの研修会等の開催を実施し、地域福祉に関する理解を広めたい。他ボランティアの積極的受け入れを実施するとともに、ボランティア講座を開催し、ボランティアの開拓及び発掘に努める。

《佐倉市南部保健福祉センター内の施設》

○「佐倉市さくらんぼ園」「南部よもぎの園」は、障害児・者の日中活動の場であり、相談窓口から活動の場への連携を図る。障害児を抱えた家族や障害者が日常生活や社会生活を営むことができるよう地域資源を活かせるようサポートしたい。

○「佐倉市立南部児童センター」は、南部地域の子育て支援の拠点である。多様な世代の人と交わって育つことにより「自助」「共助」の力を伸ばすと言われている。高齢者やボランティアの交流の場の提供や世代間交流事業をさらに充実させ協力していく。

○「佐倉市南部保健センター」は、高齢者の健康増進を目的に連携、相談を行う。

Ⅲ-5 安全管理・危機管理

ア 平常時における利用者の安全や防犯に関する対策及び事故・災害等発生時に備えた危機管理体制等に関して、その考え方及びマニュアル等の整備状況や職員への教育周知等について記述してください。また、本施設の管理のためのマニュアル案がある場合または類似施設等の安全管理マニュアルがある場合は書類7-「J」に添付を、ない場合はマニュアル等の整備方針を記述してください。

審査基準 (3) ①物的能力

○事故、犯罪、災害等の発生を警戒・防止するため、管理物件の保守点検及び施設内の巡視等を適切に行う。

○事故・災害等の発生には、防災マニュアル（初期行動マニュアル）「感染症対応マニュアル」（新型コロナ対応マニュアル）「防犯マニュアル」を参照し、緊急時に適切な対応が可能となるよう職員に徹底していく。対応としては、利用者の安全確保及び人命救助を最優先と考えるが、人身事故や管理物件の破損、自然災害、その他不測の事態が発生した場合には、直ちに佐倉市に報告するとともに、市の指示に従い適切に対処する。その際は、利用者の安全確保や人命救助等の緊急対応を最優先とする。施設内にAED（自動体外式除細動器）が設置されているので、AED救命救急講習を受講し、AEDを使用した救命活動を行えるようにする。

火災発生対応

◎初期消火対応。延焼を防ぐため、消火器等による初期消火に努める。
消防署へ緊急連絡。職員が全員避難誘導後、関係機関へ連絡。

大規模災害警報（大地震・豪雨等）が発令された場合

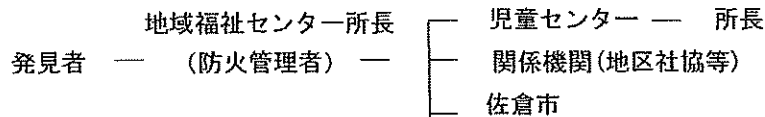
◎利用者の安全確保、人命救助を最優先に努める。
法人では、大地震、豪雨災害等に関する災害マニュアル作成のためにコンサルティングを導入し、防災マニュアルを作成した。

夜間・休日の対応

◎警備会社の連絡により対応、常勤職員は緊急時出勤を原則とする。

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-「J」または書類8-Aとしてください。)

連絡体制



◎緊急時に備えて、法人本部には生活用品・食料品等の備蓄を備えている。

Ⅲ-6 個人情報保護・情報公開・情報管理

ア 本施設の管理にあたっての個人情報保護、情報公開に関する体制及び情報管理（情報セキュリティ）体制に関して、その考え方及び内部規程等の整備状況や職員への教育周知等について記述してください。また、内部規定等について参考になるもの（本施設を想定した規程案、類似施設で使用している規程等）があれば書類 7-J に添付してください。 審査基準 (3) ①物的能力

個人情報保護については、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、「佐倉市個人情報保護条例の規定」及び社会福祉法人愛光「個人情報保護規程」を遵守する。

個人情報保護に対する基本方針

1. 個人情報の適切な収集、利用、情報の開示

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、開示を行う。
- (2) 個人情報の収集、利用、開示にあたっては、個人情報使用確認同意書により利用者又は家族の同意を得る。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行う。

2. 安全性確保の実践

- (1) 個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底していくために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行う。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努める。

3. 個人データの安全管理

- (1) 個人データの安全管理のために、使用するパソコンにはパスワードの設定を義務付けし、第三者に情報が漏洩しないよう努める。
- (2) 個人情報掲載の文書の保管は、必ず施錠するとともに、文書の施設外持ち出しは禁止するものとする。

4. 職員の責務

- (1) 職員は、在職中のみならず退職後においても業務上知り得た利用者等の個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。（当法人就業規則第 22 条、服務規律記載）

情報公開の考え方は、「公正で透明性の高い組織」の表明であり、「地域社会からの信用」であると考え。ここでいう社会とは、利用者だけにとどまらず、地域住民や行政関係者も含め、事業内容や活動を広く公開することで、施設の内容、活用方法等の理解を得ることにある。対外的な情報公開だけでなく、組織内部においても透明性を高める配慮が必要と考える。指定管理にあたっては、運営のための費用が税金により賄われていると考えれば、納税者に対してオープンにする説明責任は当然伴

(※様式 2-①の全体で 20 ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類 7-J または書類 8-A としてください。)

【様式 2-①】事業計画書

通しページ [23]

っている。

情報の公開にあたっては、法人の「情報公開規程」および「佐倉市情報公開条例の規程」に則り遵守する。施設の作成した文書、又は取得した文書等に関し、情報公開の要求があった場合には開示することを原則とする。ただし、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行う。開示にあたっては、佐倉市の助言を得るとともに、異議の申出に対しては市に報告するものとする。情報提供の手段として、法人で発行する広報誌「A i k o h」「年報」「愛光ホームページ」等で公開する。

情報セキュリティ方針

1. 業務上取り扱う利用者等の情報資産のセキュリティ対策には万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスク防止に常に最優先に取り組むものとする。
2. 当法人は、役職員に対する情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施し、情報セキュリティポリシーの周知徹底に努める。情報資産を取り扱うすべての役職員等は、情報セキュリティを遵守する。
3. 当法人は、インターネット社会の秩序を守るとともに、情報セキュリティに関連する法令、その他の規範を遵守する。

上記方針を実施するにあたって、法人本部に情報セキュリティ責任者を設置し、情報資産の使用と適切な管理を行う。特に重要な情報については、情報セキュリティ責任者へ許可申請を行い、外部への送付及び持ち出し、コピー作成、保管などについて指示を得る。また、重要情報が記録された電子媒体や紙媒体が不要となった場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得て廃棄するものとする。

文書の保存にあたっては、法人の文書取扱規程「文書の保存年限」を遵守するものとする。万一、情報事故が発生し、不測の事態が生じた場合は、佐倉市に報告するとともに、佐倉市の指示に基づき適切に対処する。

IV その他特記事項

ア 本施設は、高齢者の利用者が多いという特徴があります。高齢者の事故防止、安全確保について、どのように考えますか。

審査基準 (4)①施設の特徴に沿った運営

- 事故防止策の重点は、リスクマネジメントの視点である。リスクの発見をどのように事故防止に結び付けるかが大切である。事故に結びつく前にその兆候が見られたり、大きい事故の前に見過ごされがちな小さな事故、いわゆるヒヤリハットが発生することがある。こうした事実の報告を受けることによって、リスクを発見し、それに対しての事故防止策をとることが重要である。
- 設備上、不安と思われる箇所は、佐倉市に連絡するとともに、協議の上、対応策を考える。職員への情報発信や情報共有も重要な点であり、改善策及び対応については、職員間で検討する。
- 高齢者による事故の発生個所の頻度は、過去の発生件数や建物の形状等で推測、検証ができていられると思われる。リスク回避のために何が必要なのか、ハード面の改善と利用者への危険個所の周知や動線の確保が必要と思われる。今期の指定期間については、運営状況が不安定であるから、特に事前の周知や注意が重要である。また、高齢者の中には、本人自身が「リスクの認識が難しい」ことによって、事故につながることもある。佐倉市南部地域福祉センターを利用するにあたって、安全面で注意が必要と思われる利用者については、職員側でも確認し、情報共有するとともに、利用者の動向についても注視していきたい。

(※様式 2-①の全体で 20 ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類 7-J または書類 8-A としてください。)

イ 本施設は、A棟が一部臨時休所となっており、A棟で運営していた事業が、従来通りに運営できなくなると考えられます。その場合、B棟のみで事業を行うこととなると考えられますが、A棟で運営している事業について、どのように対応していきますか。

審査基準 (4)②事業継続についての理解及び工夫

A棟で行っていた事業については、できる限りB棟で行えるよう事業展開をしていく予定である。地域住民の趣味、生きがいにつながっている教養教室や同好会、サークル活動、地域住民にたいへん人気がある健康志向を重視した事業(音楽体操、ヨガ教室他)など、今後も継続してB棟で企画、実施していく。B棟で実施できる部屋は、主に研修室と和室であり、今までのA棟に比べ、スペース的に狭くなるが、参加人数が多い事業については、2部制に変更し、また、人数が少ない事業については、研修室1・2を有効に活用する。また、利用時間や利用回数などを調整し、できる限り今までA棟を利用していた地域住民が継続して南部地域福祉センターを利用できるようにしていきたい。A棟は地域住民の交流の場として機能していたので、今後限られたスペースではあるが、B棟でも地域住民の交流の場として、サロンなどの事業も企画していきたい。今までの事業が、地域住民の介護予防につながっていたので、これからも力を入れていきたい。

もともと、A棟で行っていた居場所づくりのための事業を移転することが、従来B棟で実施されてきた相談事業やボランティア支援事業を圧迫してはならないとも考えている。地域福祉センターが地域福祉の拠点となるべき施設であることを考えると、レクリエーションの提供以上に、地域福祉の増進につながる活動が重要である。A棟で行っていた事業については、事業の重要性やバランスを考えたいうえで、できる限りB棟で行えるよう事業展開をして対応していく。

ウ 直近の指定管理者であった経験や実績を踏まえて、どのように施設運営を行いますか。

また、施設の維持や管理面についても記載してください。

審査基準 (4)③直近の指定管理者であった経験や実績を活用した施設運営能力

指定管理者としての経験は、2期10年になる。その間、地域住民との信頼関係を第一に考え、事業展開してきた。地域住民やセンターの利用者との信頼関係は構築できたと思われる。現在、施設の在り方の検討などで、運営が不安定な状況であるが、培った信頼関係や連携を活用し、利用者や関連団体間の調整を丁寧に行うことで円滑な施設運営を行いたい。過去10年の経験で培った関連団体の施設利用日程の傾向や要望の傾向などを活用できると考えている。

事業についても、実績に基づき、社会福祉法人愛光の強みである事業所間の連携をフルに活用して展開していきたい。高齢者施設である「はちす苑」、障害者の相談事業所「アシスト」、高齢者の相談事業所「南部地域包括支援センター」、南部児童センターと連携して、児童から高齢者まで、世代間交流の場としていきたい。各地域団体(地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、まちづくり協議会他)とも連携し、今後も継続して南部地域福祉センターがこの南部地域での福祉の拠点、地域住民の交流の場、地域住民の居場所となるようにしていきたい。また、愛光として、さまざまな地域貢献、地域支援の事業を開催してきた経験も活用し、近年事業展開してきた地域貢献事業である「ともいき」や愛光後援会「愛の灯台基金」主催による講座やイベント事業についても、継続していく。

施設の維持や管理面については、原則として、衛生保持に努め、常に清掃と清潔さを維持していく。利用者が気持ち良く利用できる環境整備に努めていく。また、施設に不具合が生じた場合には、速やかに佐倉市と相談して、不具合を解消し、利用者が安心して利用できる環境をつくっていきたい。

ただし、施設の運営が不安定な状況であるので、施設の状況に変更が生じた場合には、従来の施設管理経験を生かして速やかに対応し、必要以上の維持管理とならないよう、佐倉市と十分に協議する。

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。)

不具合場所の把握や施設名称などは、培った経験や修繕の実績があるので、佐倉市との速やかな連携に活用できると考えている。

エ 本施設は、A棟が一部臨時休所となっており、現状通りの福祉サービスを維持・提供するためには、貸室の調整や、事業内容についてサービスの量を見直さざるえないことも想定されます。そのような中でサービスの質については水準を維持向上し、またサービスの量を可能な限り維持するための工夫をどのように検討・実施しますか。

審査基準 (4)④利用者目線での柔軟な対応を行い、調整ができる能力

A棟で行っていた事業をB棟に移行した場合、貸館の部屋数やスペースの問題で、どうしても調整が必要になってくる。サービスの量については、今まで南部地域福祉センターを利用してきた利用者が継続して利用できるよう調整していきたい。具体的には、できるだけ多くの利用者に利用していただけるよう、週に利用していた回数や月に利用していた回数を調整するとともに、可能であれば別の時間帯を促すなどで利用時間を調整していきたい。また、部屋の機能をフルに活用し、2部屋に分けられる研修室については、人数によっては、2部屋にして貸館事業を展開していきたい。

サービスの質については、今までのサービスの質を維持するためにも、南部地域福祉センターが行ってきた企画事業や独自事業は出来るだけ継続してB棟で実施するよう努めるとともに、どうしても継続が難しい事業については、内容を検討し代替事業を企画していきたい。事業によっては、参加利用者の人数制限や事業の小規模化も考えられるが、今まで実施してきた事業、行事等は、利用者が生きがいをもって行ってきたものであり、小規模でも継続して開催できるよう努めたい。このように事業を行う側も利用者の気持ちに寄り添って代替策を検討していくことが、利用者にサービスの質の面で不満を感じさせないためには重要であると考えている。そして、それを行うための需要の把握や信頼関係の構築が既に形成されていることが愛光の強みでもあると考えている。

オ 本施設は、地域福祉の推進を図るための施設という特徴があります。施設のあり方を検討する中でも、この施設目的は核心部分であり、必ず維持していくべき部分でもあります。地域福祉の推進についてどのように考え、実施されますか。

審査基準 (4)⑤地域福祉活動の推進

《地域福祉の推進》

法人では、これまでも地域貢献を経営理念に掲げ、地域福祉に取り組んできた。また法人独自の地域貢献事業として「愛光ともいきプロジェクト」を立ち上げ、地域福祉を推進している。「ともいき」は、共生の訓読みである。愛光が考える地域共生社会（地域福祉）は、支える側、支えられる側という関係性ではなく、誰もが「共に支えあい、共に生きる」地域社会を考えている。社会福祉法人は、地域住民の身近な圏域でさまざまな地域づくりの活動に参画する一員であるとともに、福祉分野での専門性を活かし、地域住民の生活課題の解決に向けた支援を行う機関としての役割を担う必要がある。地域の生活課題を地域の住民の方々と共に取り組み、課題解決に向けて共に生きる体制づくりができればと考えている。

地域福祉推進に関しては、前述の佐倉市南部地域福祉センターに関するともいき事業を含む、以下の「愛光ともいきプロジェクト」の展開を考え実施している。

<p>○地域食堂「ともいき」</p> <p>子どもから高齢者まで安価な料金で食事ができ、地域のつながりや語らいの場を提供。毎月1回実施。</p>	<p>○サロン・ド「ともいき」</p> <p>総合事業である通所型サービス事業。佐倉市南部地域福祉センターにて毎週1回実施。</p>
<p>○福祉なんでも相談センター「ともいき」</p>	<p>○訪問型サービスA「ともいき」</p>

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-1または書類8-Aとしてください。)

<p>佐倉市南部地域包括支援センターと佐倉市障害者生活支援センターアシストによる総合相談。</p> <p>○ボランティアセンター「ともいき」</p> <p>佐倉市南部地域福祉センターにおけるボランティア活動推進。</p>	<p>高齢者ケアセンターはちす苑が主体となり実施の総合事業。</p>
--	------------------------------------

ほか法人の地域福祉事業

<p>○福祉学習</p> <p>近隣の小中学校（山王小学校・根郷中学校）で実施の福祉学習。</p> <p>○まちづくりへの協力</p> <p>地域美化活動として、物井駅ロータリー内の花壇、（株）千葉薬品前の花壇整備</p> <p>○地域文化の推進</p> <p>AIKOH フォーラムの実施（落語会・弁護士による成年後見制度研修会）</p>	<p>○愛光後援会活動</p> <p>あいとひかりのコンサート・バリアフリー映画会・小学生書初め展（南部圏域の小学校）・地域食堂への助成・地元小学生サッカー大会への助成・ギャラリーあいこう（愛光本館玄関ホールを利用した地域住民による作品展）等</p>
--	---

以上に記載した取り組みは、施設の在り方の検討中であっても実践可能なものであり、地域福祉センターの核心である「地域福祉の推進を図るための施設」であることを維持するものであると考えている。

カ その他特記事項があれば記述してください。

（例）利用者への収益還元策、運営開始当初の資金調達方法、予定外の経費増加への対処方法、条件が整った場合に実施したい事業など

審査基準(4)⑥法人の独自性

《その他当法人の運営方針等》

○財務管理について

財務は本部において処理する。施設では日常の財務処理、実績記録等を担当する。理事会において承認された予算は、定められた範囲内で管理責任者が執行する。

※利用者への収益還元策としては、移動支援の車両の確保と人件費を経費に充て有効利用したい。

※委託費が入金されるまでのつなぎ資金は、本部会計から借り入れる。

○人事管理について

法人職員は、人事制度、就業規則、給与規程のもとで就業する。役割等級制度、人事評価制度、報酬制度の3本柱を中心としながら、役割等級制度を補完する。「コース選択制度」を2008年より実施した。職員の個別育成目標や職員自身の適正、志向性と職務内容・職責によって、職員のモチベーション向上と、利用者サービスの質の向上に貢献している。職員の雇用については、地域社会との連携を深める観点からも地域雇用を優先して考えたい。

○その他

・「ガバナンスの確立」は、社会福祉法人経営の主要課題であるが、理事会を実効あるものとしていくために、経営実務に精通する専門家の他、弁護士を加え、権利擁護やコンプライアンスの重視に力を入れている。

・経営の透明性と公益性を高めていくために、監事の役割や第三者委員活動の実質化と、外部の第三者評価の受審により、その提言を真摯に受け止め、改善に向けて努力する組織風土づくりに取り組んでいる。

（※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-Jまたは書類8-Aとしてください。）

・サービスの質の向上の決め手は「人材の質」でもある。障害者（身障・知的・精神）、高齢者、児童を対象に、施設・居宅等において、介護・療育・健全育成・リハビリテーション・就労・生活相談、という「総合的福祉サービス」を事業展開の基本的方向としている当法人（愛光）である。いわばその「スケール・メリット」は、多様なニーズに対応できる専門的な人材の育成と供給をはかることにある。その利点を最大限に生かし、地域への貢献をしていきたい。

(※様式2-①の全体で20ページ以内としてください。記入欄の伸縮及び改ページは、適宜行ってください。定められたもの以外に別紙を添付する場合は書類7-1または書類8-Aとしてください。)

【様式2-①】事業計画書

通しページ [28]

企画事業計画書（総括表）

令和8年度～10年度

事業名	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛光たすけあい移送サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<高齢者交流事業> 教養講座・教室等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<高齢者交流事業> 音楽体操	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<アクティブシニア事業> 健康ヨガ教室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<サロン事業> ふれあいサロン南部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<サロン事業> カラオケ広場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<相談事業> 総合相談窓口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<相談事業> 健康相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地域住民のための講座												○		
ボランティアセンター運営事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<イベント事業> 南部文化祭												○		
<イベント事業> 教養教室発表会													○	

【様式 3 - ①】企画事業計画書（総括表）

(注) 各事業の実施時期を記号や矢印等で記載してください。行の追加、伸縮等は、適宜行ってください。「注」と書いてあるものは、削除してください。年度ごとの作成を基本としますが、毎年度同様の事業を実施する場合は複数年度を一括して作成してください。)

(注) 月毎、週毎に実施など、この様式によりがたい場合は、任意様式での作成を可とします。)

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	愛光たすけあい移送サービス
目的	地域住民や利用者が利用しやすいよう交通手段を確保する。
実施時期	週3日以上（随時、適宜）
使用施設	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の「身体面、精神面、地域面、情報面、意欲面」を考慮し、センター利用が難しい方や交通手段に不便のある方、外に出たいが出られない方等の交通手段の確保。 ・愛光並びに地域福祉センターが主催する地域貢献事業及び地域公益事業での交通手段の確保。 ・南部地域福祉センターが南部地域の福祉の拠点となるような交通手段の確保。 ・法人公用車を使用し、運転職員により運行（送迎）。
対象者	南部地区在住の高齢者及び障害者で車の運転が難しい利用者
参加人数	目標 1,560人（1日10人×3日×52週）
参加費	無料
収入	0円
支出	人件費 1,347,840円 XXXXXXXXXX
備考	法人の自動車保険にて対応

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<高齢者交流事業> 教養教室等
目的	高齢者を対象とした、教養教室等を定期的に開催し、教養の向上および利用者同士の交流の場づくりとして開催する。
実施時期	週5～6回程度
使用施設	研修室、和室
内容	民謡、大正琴、書道、いけばな、太極拳、詩吟、健康麻雀
対象者	60歳以上の市民
参加人数	参加者見込 1回あたり10～15人程度
参加費	無料
収入	0円
支出	講師謝金 1,209,600円 (7,200円×2回×12月×7人)
備考	指定管理保険加入

(注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。)

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<高齢者交流事業> 音楽体操
目的	高齢者が元気で生き生きと暮らせる地域を目指し、介護予防、健康づくり等に努める。
実施時期	毎週1回
使用施設	B棟研修室
内容	音楽体操、カラオケ体操、脳トレーニングなど
対象者	60歳以上の市民
参加人数	定員40人程度
参加費	月1回有料（1人200円）
収入	96,000円（200円×40人×12月）
支出	講師料 96,000円（8,000円×12月）
備考	指定管理保険加入

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<アクティブシニア事業> ヨガ教室
目的	体操や運動を通して、高齢者の心身の活性化を図る。 腰痛予防、介護予防、認知症予防と心身の活性化を図る。
実施時期	夜ヨガ 週1回、昼ヨガ 月3回
使用施設	研修室
内容	ヨガ、体操
対象者	概ね40代から高齢者まで（市民）
参加人数	定員40人
参加費	1人1回300円（ヨガマット等は持参）
収入	714,000円 ヨガ教室（昼）300円×40人×3回×12月 ヨガ教室（夜）300円×20人×47週
支出	講師謝金802,500円 ヨガ教室（昼）12,500円×3回×12月 ヨガ教室（夜）7,500円×47週
備考	指定管理保険加入

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<サロン事業> ふれあいサロン南部
目的	地域の顔と顔をつなぎ、ふれあいを通した仲間づくり・生きがいづくり。 介護予防の機能を有する気楽に集う場の提供。
実施時期	毎月1回
使用施設	研修室
内容	音楽や踊り、レクリエーションなどのイベントを楽しむと同時に、地域ボランティアによる発表の場でもあり、地域住民の交流の場、地域福祉の拠点としての役割を担っていく。
対象者	市民
参加人数	来場者数見込 1回あたり30人程度
参加費	無料
収入	0円
支出	0円
備考	指定管理保険加入

(注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。)

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<サロン事業> カラオケ広場
目的	地域の高齢者同士の交流を深め、地域福祉の向上につなげる。
実施時期	月2回
使用施設	研修室
内容	カラオケDAM機を使用して、参加者が自由にカラオケを歌い、披露する。
対象者	60歳以上の市民
参加人数	定員30人
参加費	無料
収入	0円
支出	0円
備考	指定管理保険加入

(注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。)

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<相談事業> 総合相談窓口
目的	児童・障害者・高齢者の相談
実施時期	日曜日から金曜日
使用施設	B棟1階事務室、相談室
内容	佐倉市南部地域包括支援センターと佐倉市障害者相談支援センター 「アシスト」による相談受付。訪問あり。
対象者	子ども・障害者・高齢者。 市民
参加人数	1,200人（100人×12月）
参加費	無料
収入	0円
支出	0円
備考	

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<相談事業> 健康相談
目的	愛光本部の看護師による健康相談を定期的を実施し、健康に不安を抱えている方の相談に応じて適切な指導や支援を行い、健康の増進に努める。
実施時期	月2回
使用施設	相談室、ボランティアセンター
内容	愛光本部の看護師により、地域福祉センターの利用者及び地域住民等を対象として健康相談を実施する。
対象者	60歳以上の市民
参加人数	来場者数見込 1回あたり2～3人程度
参加費	無料
収入	0円
支出	0円
備考	南部地域包括支援センターとの連携に努め、必要な場合には、介護保険関係につなげていく。

(注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。)

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	地域住民のための講座
目的	市民への知識の提供や意識の啓発、交流の場として開催する。
実施時期	年2回
使用施設	研修室
内容	地域住民への知識の提供、情報提供他。
対象者	市民（地域住民）
参加人数	来場者数見込 30人程度
参加費	無料
収入	0円
支出	講師料 40,000円 (20,000円×2回)
備考	指定管理保険加入

(注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。)

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	ボランティアセンター運営事業
目的	南部ボランティアセンターを拠点にして、地域における高齢者等の社会参加の機会の創出や、地域住民が行う非営利活動への支援を行い、ボランティアの盛んな地域形成を目指す。
実施時期	開館日
使用施設	南部ボランティアセンター
内容	新規ボランティア及び継続ボランティアの相談対応と登録、斡旋を行い、ボランティアの盛んな地域形成を目指す。また、地域デビュー講座等を開催し、新規ボランティアの発掘と南部地域におけるボランティア活動の活性化に努める。 相談、情報提供、活動の応援・支援、連絡調整、ボランティアの課題・調査、ボランティア保険の加入手続き、ボランティア講座の企画と開催
対象者	市民
参加人数	ボランティア講座 30人（1回）
参加費	印刷機・コピー機の使用以外は無料 （印刷機製版1回50円、印刷1枚1円、コピー1枚10円）
収入	60,000円（印刷機・コピー機利用料）
支出	60,000円（印刷機・コピー機のインク等消耗品代） ボランティア講座の講師料 40,000円（20,000円×1回）
備考	指定管理保険加入

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
 企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<イベント事業> 南部文化祭
目的	作品づくりをしている利用者等に発表の機会を設けることで、生きがいや意欲の創出を図るとともに交流の場の提供をする。
実施時期	年1回
使用施設	研修室、和室
内容	利用者を中心に広く市民に呼びかけ、手芸、園芸、陶芸、習字、絵画などの作品展示と交流を図る。
対象者	市民
参加人数	来場者数見込 100人程度
参加費	無料
収入	0円
支出	20,000円（当日の事務消耗品など）
備考	指定管理保険加入

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

企画事業計画書（個票）

「企画事業」とは、市の責任のもと指定管理者が企画実施する事業（イベントその他）を言います。
企画事業に要する経費は、市委託料及び利用料金収入から支出することができます。

事業名	<イベント事業> 教養教室発表会（おさらい会）
目的	高齢者を対象とした教養教室の参加者が一堂に会して、歌や踊りや演奏などの発表を通して、1年間の学習の成果を振り返り、参加者同士の交流の場とする。
実施時期	毎年3月上旬頃
使用施設	研修室
内容	南部地域福祉センターの教養教室（大正琴、民謡、書道、いけばな、太極拳、詩吟）に参加している高齢者が年度末に一堂に会して、自らの歌や踊りや演奏などの発表をし、他の教室の発表を鑑賞することによって、地域における参加者同士の交流を深める。 学習の成果の発表による生きがいの創出が健康で文化的な高齢者の生活につながるよう、明るく楽しい発表会とする。
対象者	教養教室参加者、その他一般市民
参加人数	教養教室参加者、一般来場者あわせて100人程度
参加費	無料
収入	0円
支出	10,000円（当日の事務消耗品など）
備考	指定管理保険加入

（注 1事業につき1枚作成してください。また、行の伸縮等は、適宜行ってください。※については、削除してください。）

独自事業計画書（総括表）

令和8年度10年度

事業名	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
佐倉市介護予防事業 サロン・ド・ともいき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ヤマハマちかどエクスサイズ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
世代間交流事業		○							○				○	
地域食堂ともいき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南部地域福祉センター 定期利用団体との懇談会										○				
障害者作品展示コーナー設置事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動販売機設置事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
社協会費及び各種募金の取り扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉の情報提供事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 各事業の実施時期を記号や矢印等で記載してください。行の追加、伸縮等は、適宜行ってください。「注」と書いてあるものは、削除してください。
年度ごとの作成を基本としますが、毎年度同様の事業を実施する場合は複数年度を一括して作成してください。)

(注) 月毎、週毎に実施など、この様式によりがたい場合は、任意様式での作成を可とします。)

独自事業計画書（個票）

事業名	佐倉市介護予防事業（総合事業） 通所型サービス 「サロン・ド・ともいき」
目的	家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、人との交流や運動等の機会を提供し、介護予防を強化するとともに地域福祉の向上を図る。
実施時期	1回/週
使用施設	研修室・和室
内容	南部地域福祉センター、南部地域包括支援センター、特別養護老人ホームはちす苑が連携し、南部地域福祉センターで活動するボランティアを活用した運動機能の向上、認知機能の低下予防のプログラム。
対象者	根郷・和田・弥富にお住まいの一般高齢者の方、事業対象者、要支援1・2の方
参加人数	10人程度
参加費	100円（おやつ代 材料費など）
収入	47,000円（100円×10人×47週） 佐倉市介護予防・生活支援サービス事業（第一号通所事業）
支出	47,000円（菓子代他消耗品費他）
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	ヤマハまちかどエクササイズ
目的	地域住民の運動機能の維持・増進、介護予防、認知症予防
実施時期	月1回
使用施設	研修室
内容	認知症予防を目的としたヤマハウエルネスプログラム。音楽とやさしい体操を組み合わせたエクササイズ。健康維持と認知症の予防に大きな成果が得られる。ヤマハ音楽振興会のトレーナーによる音楽プログラム。
対象者	地域住民
参加人数	30人
参加費	1回300円
収入	108,000円 (300円×30人×12月)
支出	講師料 120,000円 (10,000円×12月)
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	世代間交流事業
目的	南部地域福祉センターに隣接している南部児童センターと連携して、幼児とその家族及び地域福祉センターの利用者（高齢者）との交流を図る。
実施時期	年3回
使用施設	研修室
内容	季節のイベントを中心に、実施。
対象者	南部児童センターの幼児とその家族及び南部地域福祉センターの利用者
参加人数	20人
参加費	無料
収入	0円
支出	9,000円（3,000円×3回）材料費、消耗品費他
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	「地域食堂ともいき」の支援
目的	山王地域を拠点とした住民の居場所づくり、交流の場（子どもから高齢者まで）。地域共生社会の実現。愛光ともいき事業。
実施時期	毎月1回
使用施設	調理及び準備を南部地域福祉センター厨房と和室を使用。
内容	地域のボランティアと愛光スタッフが協力して夕食を調理・準備し、参加された地域のみなさまに提供する。子供から高齢者まで、地域交流の場としていく。（食事の提供は山王集会所）
対象者	地域住民
参加人数	食事提供数 60食
参加費	1回100円
収入	72,000円（100円×60人×12月）
支出	360,000円（30,000円×12月）
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	南部地域福祉センター定期利用団体との懇談会
目的	南部地域福祉センターの各部屋等を定期的に利用し、地域福祉活動や趣味の活動を行っている利用団体に対して、地域福祉センターからの情報提供をするとともに、各利用団体からの意見や要望を聴く場を設ける。また、利用団体からの情報提供の場と利用団体間の交流の場とする。
実施時期	年1回（1月）
使用施設	研修室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期利用団体の代表の方に懇談会への出席を依頼し、南部地域福祉センターの各部屋等の利用方法について、施設側から説明を行う。 ② 利用団体から、地域福祉センターの利用にあたっての要望や意見を聴く。 ③ 利用団体が一堂に会し、情報提供や意見交換等を行い、交流の機会を設ける。
対象者	南部地域福祉センター定期利用団体の代表の方
参加人数	参加人数見込 20～30人
参加費	無料
収入	0円
支出	0円
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	障害者作品展示コーナー設置事業
目的	福祉のまちづくりをすすめるため、地域の拠点として身近な近隣障害者施設の作品展示を通して、障害を理解するきっかけづくりの場としてコーナーを設置し、市民への福祉意識の啓発を図る。
実施時期	通年
使用施設	B棟ロビー他
内容	隣接する「南部よもぎの園」と「愛光」の障害者が製作した手芸品等を展示することで、市民の福祉意識の啓発につなげる。
対象者	
参加人数	来場見込み 10人程度/日
参加費	無料
収入	0円
支出	0円
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	自動販売機設置事業
目的	館内に飲み物の自動販売機を設置し、利用者へのサービスの向上を図るとともに収益事業として手数料収入を得る。
実施時期	通年
使用施設	南部保健福祉センター（B棟ロビー）
内容	各種飲料の自動販売機設置（1台）
対象者	地域住民
参加人数	なし
参加費	なし
収入	
支出	
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	社協会費及び各種募金の取扱い
目的	社協会費、赤十字社資及び共同募金の受付業務を行うことにより、身近な場所で納金が可能になるため、市民の利便性の向上を図る。
実施時期	4月～6月 社協会費・赤十字社資 10月～12月 共同募金（赤い羽根、歳末たすけあい募金）
使用施設	南部地域福祉センター B棟事務室
内容	各種募金を受理し、領収書の発行を行う。
対象者	地域住民
参加人数	なし
参加費	なし
収入	0円
支出	0円
備考	

独自事業計画書（個票）

事業名	福祉の情報提供事業
目的	市民へ最新情報を提供するとともに、福祉に興味や関心のある方が活動に参加するきっかけづくりをする。
実施時期	通年
使用施設	B棟ロビー及び研修室前、廊下
内容	福祉関係の情報を掲示する
対象者	市民及び福祉関係機関、ボランティア
参加人数	なし
参加費	なし
収入	0円
支出	0円
備考	

収支計画書

1 収入の部

科 目	予 算 額 [単位:円]		消 費 税 込 計	備 考 (内訳、積算等)
	令和8年度	令和9年度		
施設利用料金収入	978,800	978,800		注)1-①「利用料金収入内訳」の計と一致すること。
利用料金収入				※A棟休所の場合は、部屋の利用料 93,500円と浴室利用料803,400円が 減額。
小 計	978,800	978,800		
市委託料	43,823,000	43,823,000		注)必要額を記入のこと。
企画事業参加費等	810,000	810,000		注)詳細は「企画事業計画書」に記入のこと。
印刷機・コピー機使用料	60,000	60,000		
独自の収入				注)他の収入で足りない場合の補てんとしてのみ計上可
小 計	44,693,000	44,693,000		
合 計 (A)	45,671,800	45,671,800		

注)欄の追加、伸縮等は、適宜行うこと。「注」と書いてあるものは、消去すること。以下同じ。

注)独自の収入はここには算入せず、「1-④独自事業収支計画」に別添記載すること。ただし、収入が不足する場合は、補填として独自事業の収益を繰り入れることができる。計上する場合は「1-④独自事業収支計画」の「管理業務収支への繰入」と一致すること。

2 支出の部

科 目	予 算 額 [単位:円]		消 費 税 込	備 考 (内訳・積算等)
	令和5年度	令和6年度		
人件費				
常勤職員賃金	11,300,000	11,300,000		
非常勤職員賃金	10,500,000	10,500,000		
法定福利費	2,900,000	2,900,000		
福利厚生費	200,000	200,000		
小 計	24,900,000	24,900,000		
物件費				
報償費	2,000,000	2,000,000		
旅費	10,000	10,000		
研修費	30,000	30,000		
消耗品費	500,000	500,000		
備品費	200,000	200,000		
修繕料	600,000	600,000		
通信費	100,000	100,000		
手数料	250,000	250,000		
保険料				
委託料				
使用料及び賃借料	7,000,000	7,000,000		
研修費	700,000	700,000		
租税公課	30,000	30,000		
保守料	2,500,000	2,500,000		
法人税	1,800,000	1,800,000		
器具及び備品取得	150,000	150,000		
一般管理費 (本部経費等)	601,800	601,800		
小 計	4,300,000	4,300,000		
合 計 (B)	20,771,800	20,771,800		
合 計 (B)	45,671,800	45,671,800		

※A棟休所の場合は、委託料の浴室
保守・洗浄費1,142,000円が減額。
※A棟休所の場合は、委託料の空調
保守・点検費272,000円が減額。

(注) 企画事業の支出についても、合算して記入すること。独自事業の支出はここには算入せず、「1-④独自事業収支計画」に別途記載すること。
(注) 物件費の各科目は税込額で記入し、「租税公課」欄には、消費税(想定される納付額)・印紙税等を記入すること。
(注) 一般管理費(本部経費等)を計上する場合は、摘要欄に内訳と積算根拠を記入すること。

3 収支

収支 [単位 円]	令和8年度	令和9年度	計	摘 要
(A) - (B)	0	0	0	

4 収支計画の立案にあたって考慮した事項や方針、数値見積の考え方について記述してください。

・施設利用料金収入については、各部屋の利用者は対象が無料が多く、収入の増加につなげていくことは難しいところもある。
 ・企画事業参加費等収入については、近年、健康志向を重視した事業(ヨガ教室、音楽体験他)に人気があり、継続して利用者増と収入増につなげていきたい。

5 人件費見積の考え方について記述してください。

[Redacted content]

6 運営開始当初の資金調達方法、予定外の経費増加への対処方法等について記述してください。

・委託費が入金されるまでのつなぎ資金は、本部会計から借り入れる。また、予定していた収入が得られない、予定以上の経費を要した場合は、本部会計又は他の社会福祉事業会計から繰り入れる。

7 経費削減のために行う具体的方策や、利用者への収益還元策などについて、特筆すべきものがあれば記述してください。

・職員にコスト意識を持たせ、節電・節水に努めるとともに、必要以外での照明器具の使用や空調温度の設定等にも注意を払っていく。電気器具や事務用品の購入にあたっては、消費電力量の少ない器具や再生材料が多く使われている物を選ぶ。省資源、省エネルギー、再資源化等をすすめる。環境負荷の低減を図りたい。
・利用者への収益還元については、できるだけ施設の環境整備に充てていきたい。できる範囲で施設の修繕・補修に充て、利用者が気持ちよく利用できるよう環境整備を整えていきたい。

1-1-1 利用料金収入の内訳

区分	料金単価 [単位:円]	8年度		9年度		年度		年度		年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
研修室 午前	1,170	20	23,400	20	468,000						
研修室 午後	1,560	20	31,200	20	624,000						
研修室 夜間	1,170										
和室 午前	1,170	10	11,700	10	117,000						
和室 午後	1,560	10	15,600	10	156,000						
和室 夜間	1,170										
大広間 午前	2,560	10	25,600	10	256,000						
大広間 午後	3,420	10	34,200	10	342,000						
大広間 夜間	2,560										
作業室 午前	920	5	4,600	5	23,000						
作業室 午後	1,250	5	6,250	5	31,250						
作業室 夜間	920										
会議室 午前	740	10	7,400	10	74,000						
会議室 午後	1,040	10	10,400	10	104,000						
会議室 夜間	740										
娯楽室 午前	430	5	2,150	5	10,750						
娯楽室 午後	580	5	2,900	5	14,500						
娯楽室 夜間	430										
浴室入浴料(現金)	260	1,540	400,400	1,540	400,400						
浴室入浴料(回数券)	2,600	155	403,000	155	403,000						
計 [単位:円]		1,815	978,800	1,815	3,023,900						
合計 [単位:円]		-	978,800	-	978,800						

施設使用に係る料金
A棟休所の場合は、大広間、作業室、会議室、娯楽室の部屋の
利用料93,500円と浴室利用料803,400円の合計896,900円が減

1-2 上記について、金額設定や数値見積の考え方等を記述してください。

A棟が休所の場合は、入浴料とA棟の部屋の利用料は、減額になる予定。B棟の研修室と和室の利用料が収入となる。

(注) 欄の追加、伸縮等は、適宜行うこと。

【様式5-①】収支計画書

[単位:円]

年度	事業名	収入			計(A)	支出			計(B)	収支(A-B)
		参加費	利用料	○○費		講師料	消耗品費	○○費		
令和○年度				○○費				○○費		
	計									
令和○年度				○○費				○○費		
	計									

注) 様式3-②「企画事業計画書」に記載した各事業の収支計画を年度ごとに記載すること。

注) 欄の追加、伸縮等は、適宜行いこと。費目は適宜設定すること。「注」と書いてあるものは、消去すること。以下同じ。

注) 収入の計は「1 収入の部」の「企画事業参加費等」と一致すること。

1 - ④ 独自事業収支計画

[単位:円]

年度	事業名	収入			計(A)	支出			計(B)	収支(A-B)
		参加費	○○費	○○費		菓子代	講師料	材料費		
令和 8 年度	サロン・ド・ともいき	47,000			47,000	47,000			47,000	0
	ヤマハまちかどエクササイズ	108,000			108,000	120,000			120,000	(12,000)
	世代間交流事業						9,000		9,000	(9,000)
	地域食堂ともいきの支援	72,000			72,000		360,000		360,000	(288,000)
	計(C)									
	管理業務収支への繰入(D)									
	指定管理者収益分(C-D)									
令和 9 年度	サロン・ド・ともいき	47,000			47,000	47,000			47,000	0
	ヤマハまちかどエクササイズ	108,000			108,000	120,000			120,000	(12,000)
	世代間交流事業						9,000		9,000	(9,000)
	地域食堂ともいきの支援	72,000			72,000		360,000		360,000	(288,000)
	計(C)									
	管理業務収支への繰入(D)									
	指定管理者収益分(C-D)									
令和 〇 年度	計(C)									
	管理業務収支への繰入(D)									
	指定管理者収益分(C-D)									

【様式5-①】収支計画書

年度	事業名	収入			支出			計(B)	収支(A-B)
		参加費	○○費	○○費	計(A)	菓子代	講師料		
令和○年度									
	計(C)								
	管理業務収支への繰入(D)								
	指定管理者収益分(C-D)								
令和○年度									
	計(E)								
	管理業務収支への繰入(D)								
	指定管理者収益分(C-D)								

注)様式4-②「独自事業計画書」に記載した各事業の収支計画を年度ごとに記載すること。

注)欄の追加、伸縮等は、適宜行うこと。費目は適宜設定すること。「注」と書いてあるものは、消去すること。以下同じ。

注)「管理業務収支への繰入」は管理業務の収入が不足する場合は「1 収入の部」の「独自事業収益繰入」と一致すること。

注)独自事業を実施しない場合は本表は作成不要。